

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530079

研究課題名（和文）

損害賠償請求権の時間的制約をめぐる法解釈論・法政策論・立法論の日独比較研究

研究課題名（英文）

Comparative Study between Japan Law and German Law about Temporale Limitation of Damages

研究代表者

松本 克美 (MATSUMOTO KATSUMI)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：40309084

研究成果の概要（和文）：日本法における時効法改革の基本視点を得るために、損害賠償請求権の消滅時効、除斥期間が問題となった日本の判例法理の変遷や各事案の特徴、現在の立法改革論の動向を検討し、2002年に行われたドイツにおける時効法改革論議と比較研究を行った。

研究成果の概要（英文）：I studied comparatively between Japan law and German law about temporal limitation of damages for gaining fundamental perspective for reform of negative prescription.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学・民法

キーワード：消滅時効、除斥期間、時効法、ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

近時、損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間が問題となる訴訟が数多く見られるようになってきた。戦争による個人の被害の賠償を求める戦後補償訴訟や、職業病であるじん肺をめぐる訴訟、水俣病のような公害をめぐる訴訟、B型肝炎、C型肝炎のような薬害訴訟、幼少のときの性的虐待についてその意味

を認識できるようになって

から損害賠償を請求する訴訟や、あとから欠陥が見つかった場合の欠陥住宅訴訟などである。

また明治時代に制定された民法、とくに債権法分野を現代社会に適合的なものに改革するという議論が出てくる中で、時効法の改革の必要性やその基本方向をめぐる議論が

なされるようになってきた。

2. 研究の目的

本研究は、これらの訴訟で問題となる時効や除斥期間の起算点論・期間の性質論・援用・適用制限論などの具体的解釈論の提言を行うとともに、そもそも損害賠償請求権の期間制限は、何のために、またどのように行うべきかという法政策論・立法論的検討もあわせて行う。その際、2002年に時効法を抜本的に改革したドイツ法を比較法的に検討することによって、日本法の解釈論・法政策論・立法論構築に当たっての示唆を得ることを研究課題とする。

3. 研究の方法

時効や除斥期間が問題となるのは、不法行為や債務不履行の時から一定の時の経過を経て提訴がなされたからである。私見によれば、その理由は、大きくいって2つである。ひとつは、戦後補償訴訟などで問題となる<権利行使条件の未成熟>という問題、いまひとつは、じん肺訴訟、水俣病訴訟、肝炎訴訟、児童の性的虐待訴訟、欠陥住宅訴訟などで問題となる<被害の潜在性>という問題である。損害賠償請求権は発生した損害についての賠償請求権であるから、結局、これらは生じた損害の特性により、損害賠償請求権の行使が遅れ、時効や除斥期間が争われる事例として整理できる。

本研究は、こうした損害の特性に応じた時効論・除斥期間論を具体的な法解釈論として構築するとともに、2000年に時効法を抜本的に改革したドイツ法とその実務を日本法と比較検討したうえで、今後のあるべき時効法についての法政策的・立法論的提言を行う。

損害論との関係で時効論を深めていく研究は、本課題研究の代表者（松本克美）自身が一定程度進めてきたが（後掲の業績リスト

参照）本研究はその更なる発展・総合化をめざしている。また、時効論をめぐる法政策論・立法論の検討は、上述した法改正問題との関連で緒についたばかりで、ほとんど未開拓の領域である。またドイツ法における時効法改革後の検討は、まだなされていない状況である。したがって、本研究は、従来の研究の発展の上に、未開拓な領域に踏み込んで、かつ、具体的な解釈論・法政策論・立法論的提言を展望して行われるものであり、日本のこの分野の研究に新たな地平を切り開くものである。

日本における時効法や時効が問題となり得る戦後補償訴訟、アスベスト訴訟、欠陥住宅訴訟、児童虐待訴訟などに関連する判例動向を事案類型の特殊性との関連で分析し、最新の理論動向もふまえて、ドイツ法における時効法改革と対比しつつ、改革の基本的視点を得る。

文献・資料収集だけでなく、時効が問題となった訴訟における原告側訴訟代理人などの実務家へのインタビュー、ドイツにおける文献、資料収集、時効法改革にかかわった研究者へのインタビューなども行う。

4. 研究成果

時効や除斥期間が問題となり得る戦後補償、欠陥住宅訴訟、じん肺などの職業病訴訟、児童虐待訴訟などにおける時効論を分析、検討した。また、ドイツにおいては、2002年の時効法改革の中心的な担い手であったPeters Zimmerman教授（ハンブルク・マックス・プランク研究所）に直接会ってインタビューをする機会を得た。

日本では、現在、民法典における種々の時効期間を短縮し、統一化する代わりに、時効起算点における主観的認識可能性の導入と停止事由の拡大を通じて、権利行使の客観的

可能性に配慮した時効法改革が提案されている。ドイツの時効法改革でもそのような方向性が実現したが、ただ、時効期間の短期化が実際上問題を産んでいないかについては十分に検証されていないようであり、今後課題が残る。

また、ドイツで実現したような性的自己決定の侵害の場合の損害賠償請求権に関する特殊な時効停止事由などは、日本法の改革を考える上でも参考になる。

今後の大きな課題としては、従来、時効や除斥期間が問題となってきた事案類型に加えて、30年以上の潜伏期間があるとされるアスベスト被害についての時効論がある。とくに、死亡してから10年以上を経て、アスベスト疾患に罹患して死亡したことがわかったような場合に、消滅時効の完成を認める裁判例もあり、この点の克服が課題となろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計15件)

松本克美、侵害行為者の特定と共同不法行為責任の成否、立命館法学、査読無、333・334 合併号、2011、pp.2838-2862

松本克美、判例批評・売買目的物である建物の瑕疵についての損害額から『居住利益』・『建物耐用年数伸長利益』を控除することの可否(最判平成22・6・17)、法律時報、査読無、83巻4号、2011、pp.143-146

松本克美、日本におけるアスベスト訴訟の現状と課題、立命館法学、査読無、330号、2010、pp.862-882

松本克美、欠陥マンション問題 近時の判例動向と課題、マンション学、査読無、37号、2010、pp.24-31

松本克美、判例批評・新築マンションの買主が当該マンションの建材から放散された

ホルムアルデヒドによりシックハウス症候群、化学物質過敏症に罹患したことに対して、マンションの売主の不法行為責任に基づく損害賠償請求が認容された事例(東京地判平成21・10・1)、現代消費者法、査読無、8号、2010、pp.77-86

松本克美、建物吹付けアスベストと建物賃貸人の土地工作物責任 大阪地裁2009(平成21)・8・31近鉄事件判決の検討を中心に、立命館法学、査読無、327・328 合併号、2010、pp.880-927

松本克美、判例解説・地盤調査と構造耐力上安全な建物建築義務 福岡地裁平成11年10月20日判決、別冊ジュリスト、査読無、200号、消費者法判例百選、2010、pp.148-149

松本克美、判例批評・元建築士の耐震強度偽装によるホテル築造と保証会社・指定建築確認期間・紹介会社の責任(奈良地判平20・10・29)、私法判例リマークス、査読無、40号、2010、pp.62-65

松本克美、判例時評・最判平成21・4・28 民法一六条の法意に照らし民法七二四条後段の二年の除斥期間の効果を制限するとした事例、法律時報、査読無、2009、81巻13号、pp.379-383

松本克美、判例批評・最判平成21・1・22 過払金返還請求権の消滅時効の起算点、判例時報、査読無、2048号、2009、pp.156-160

松本克美、判例解説・消滅時効の起算点 じん肺罹患による損害賠償請求権 最高裁平成6年2月22日第三小法廷判決、別冊ジュリスト、査読無、195号、民法判例百選・第6版、2009、pp.86-87

松本克美、建築瑕疵に対する設計・施工者等の不法行為責任と損害論 最判2007(平成19)・7・6判決の差戻審判決・福岡高判2009(平成21)・2・6を契機に、立命館法学、

査読無、324号、2009、pp.1-37

松本克美、土地工作物責任における〈第一次的所有者責任・第二次の占有者責任論〉の可能性、立命館法学、査読無、321号、2009、pp.458-491

松本克美、消滅時効の起算点・中断・停止の立法について、椿寿夫・新美育文・平野裕之・河野 玄逸編・民法改正を考える・法律時報増刊、査読無、2008、pp.103-105

松本克美、戦後補償の現在とこれから、民主主義科学者協会法律部会編・法律時報増刊・改憲・改革と法 自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして、査読無、2008、pp.286-295

〔学会発表〕(計1件)

松本克美、従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題、女性・戦争・人権学会 2010 年度第 12 回大会シンポジウム・女性国際戦犯法廷「10 年を迎えて ハーグ判決実現に向けた課題と展望、2010 年 6 月 27 日、同志社大学

(関連する研究会発表)

松本克美、時効法改革の視点と課題、民主主義科学者協会法律部会・民事法夏合宿研究会、2010、徳島

〔図書〕(計1件)

松本克美・斎藤隆・小久保孝雄編、専門訴訟講座 2 建築訴訟、民事法研究会、2009、pp.7-45、73-108(松本克美執筆)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 克美 (MATSUMOTO KATSUMI)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：40309084